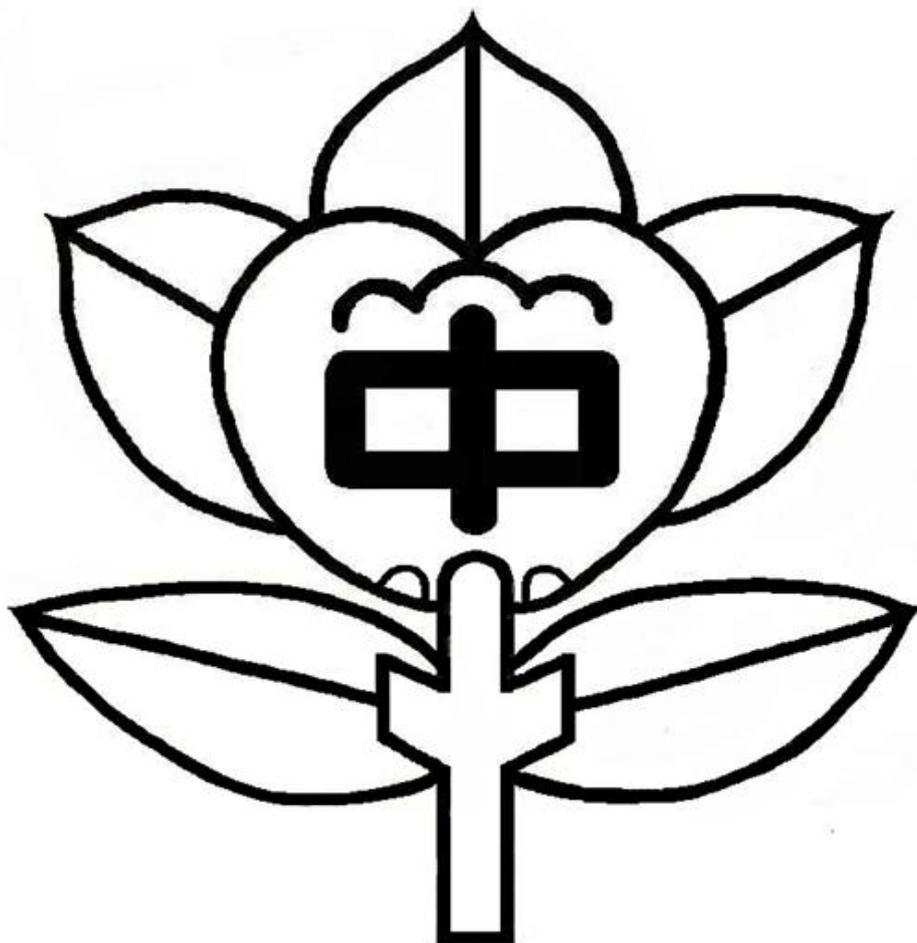


いじめ防止等のための 学校基本方針



丹波市立和田中学校

【令和4年4月改定】

いじめ防止等のための学校基本方針

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあり、人として決して許されない行為である。すべての生徒が、健やかな人間関係づくりや仲間との絆づくりを通して、誰もが安心して学ぶことができる学級・学校づくりを推進していくことが学校の責務である。従って、いじめ問題については、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であり、学校、家庭、地域が一体となり、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。中でも、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

(4) いじめの基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識とし、日々の未然防止、早期発見、早期対応に的確に取り組むことが重要である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成 29 年 8 月 兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。あわせて、いじめ対応チームの設置について地域・保護者に広く周知する。

【いじめ対応チームの設置】

いじめ対応チームは、校内「生徒支援委員会」がその役目を兼任し、校長、教頭、生徒指導担当、児童生徒支援教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをメンバーとする。なおメンバーは実態等に応じて柔軟に対応することもある。

【いじめ対応チームの役割】

- いじめ防止等のための学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) いじめの未然防止のために

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」や「他者との違いを認め合うことのできる集団・学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、いじめに向かわない態度・能力、ストレスに適切に対処できる力、自己有用感や自己肯定感を育む教育指導に粘り強く、精力的に取り組む。また、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通して取り組む。

【未然防止のための基本的な姿勢】

- 「いじめは絶対に許されない」という学校風土をつくる。
- 生徒理解に努め、学級の状況を的確に把握する。
- 自尊心を高め、互いを認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりをすすめる。
- 分かりやすい授業づくりをすすめる。
- 人権教育を核として、道徳教育や体験活動を充実する。
- 保護者や地域へ積極的に働きかける。

(3) いじめの早期発見のために

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

【早期発見のための基本的な姿勢】

- 休み時間や昼休み、放課後等を活用し、生徒と共に過ごす機会を積極的に設けるとともに、スクールカウンセラーへの相談と連携を密にする。
- アンケートや生活ノートを活用し、生徒の悩みや訴えを把握する。
- 生徒の些細な変化や出来事でも、気になることは教職員の間で情報を共有する。
- 学期毎に実施する「いじめアンケート」をもとに、担任を中心に教育相談を行う。
- 生徒はもちろん、保護者も気軽に相談できる環境をつくる。

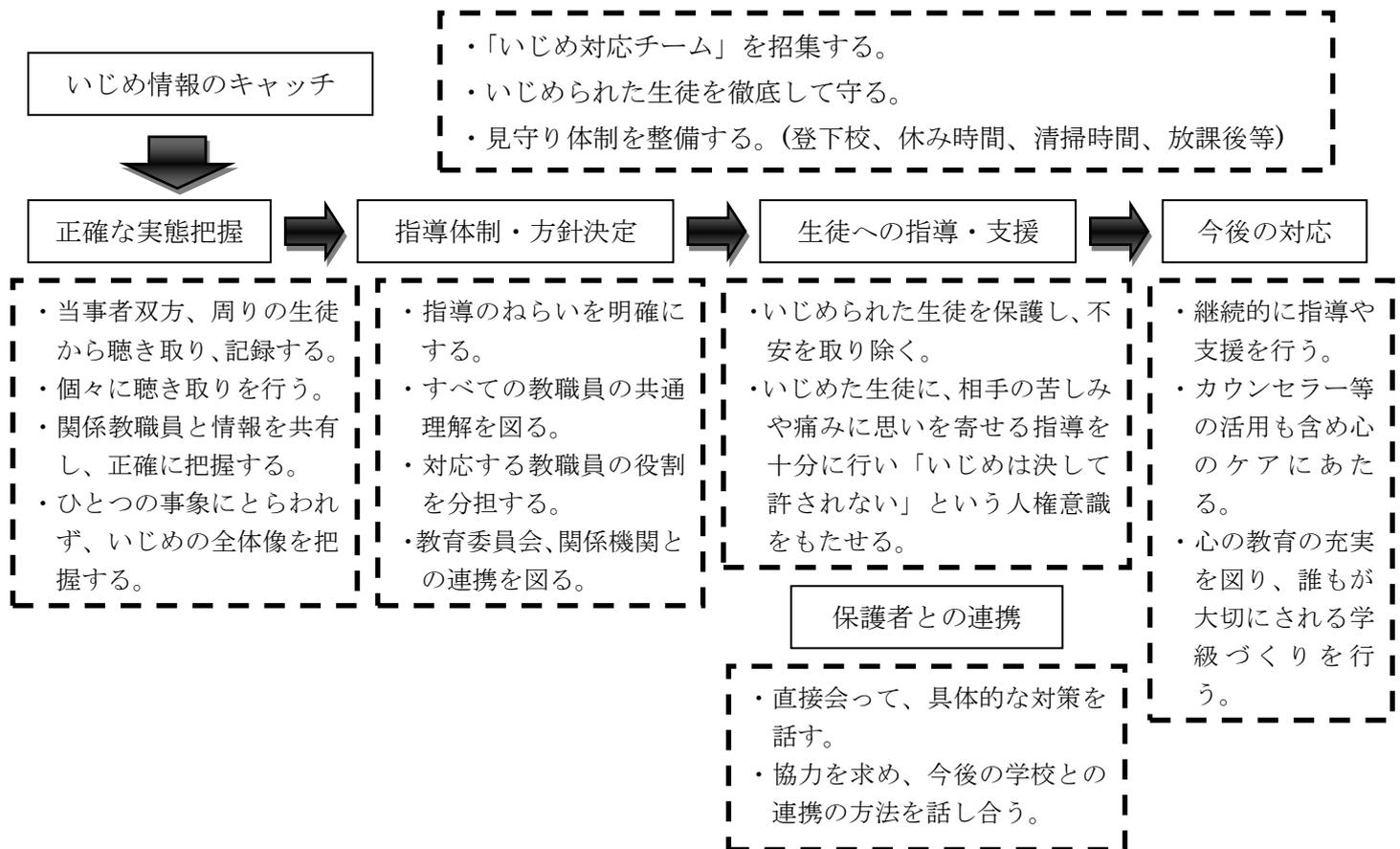
(4) いじめに迅速に対応するために

いじめの疑いを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学級担任等が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的な実践計画を立て、継続的に取り組む必要がある。

【いじめ発見時の初期対応】

- いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守り通す。
- いじめの事実の確認といじめの行為を行うに至った経過や心情について詳しく聴きとる。
- 周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得る。
- 複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間連携と情報共有を随時行う。

【いじめ対応の基本的な流れ】



【いじめられた生徒・保護者に対しての指導】

- 事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 保護者に対しては、いじめが発覚したその日に、家庭訪問等で事実関係を直接伝える。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者に対して家庭での生徒の様子に注視し、些細な変化でも連絡してもらうよう依頼する。

【いじめた生徒・保護者に対しての指導】

- いじめた気持や状況などについて十分に聞き、背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- 保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決につなげる。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

【周りの生徒たちに対して】

- 学級・学年・学校全体の問題として捉えさせ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

【インターネット上のいじめについて】

- インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を行う。
- 家庭での指導が不可欠であることから、ネット上のトラブルについての知識や、生徒たちが陥りやすい危険な心理について、保護者への理解を促す。
- ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(5) 重大事態への対処のために

生命又は身体の安全がおびやかされたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせられているような重大な事態においては、いじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、学校全体での組織的な対応をすることが大切である。それとともに、丹波市教育委員会（以下、市教委）、警察等の関係機関と連携し、迅速に解決にあたる必要がある。

【重大事態とは】

I いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

II いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ただし、生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態として捉える必要がある。

【重大事態への対処について】

- 重大事態が発生したと思われる場合は、速やかに市教委を通じて丹波市長に報告する。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認める事案は、警察に相談、通報する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

- 重大事態かどうかの判断は、市教委が行う。
- 重大事態の調査は学校または丹波市いじめ問題専門委員会が行う。学校主体の調査では「調査の趣旨」に基づく成果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、丹波市いじめ問題専門委員会において調査する。
- 調査主体が学校の場合、いじめ対応チームを母体とした組織が調査を行う。
- 調査結果を市教委を通じて丹波市長に報告する。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口は管理職とし、誠実な対応に努める。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

学校だけで解決が困難な事案に関しては、市教委や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生活指導担当教員を中心として、日頃から学校や地域の状況について地域や関係機関と情報交換を進め、「顔の見える関係」を築いていくことが大切である。

【家庭・地域との連携について】

- 学校におけるいじめへの対処方法や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図る。
- いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に臨む。
- PTA や学校運営協議会、地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。

【教育委員会との連携について】

- 日頃から学校の現状や、いじめに関する調査についての報告をし、未然防止や早期対応についての助言を受けるなど、情報交換ができる状況をつくっておく。
- 学校において重篤ないじめを把握した場合は、速やかに報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

【警察や地域の関係機関との連携について】

- 学校は地域の警察と連携を図るため、日頃から情報交換を行い、必要に応じて相互協力する体制を整えておく。
- 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に丹波警察署や丹波市健康福祉部自立支援課家庭児童相談係等の関係機関に相談し、連携して対応をする。
- 生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は、直ちに通報し協力を求めるようにする。
- いじめた生徒のおかれた背景に、家庭の要因が考えられる場合には、『子ども家庭センター』や『福祉事務所』『民生・児童委員』等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

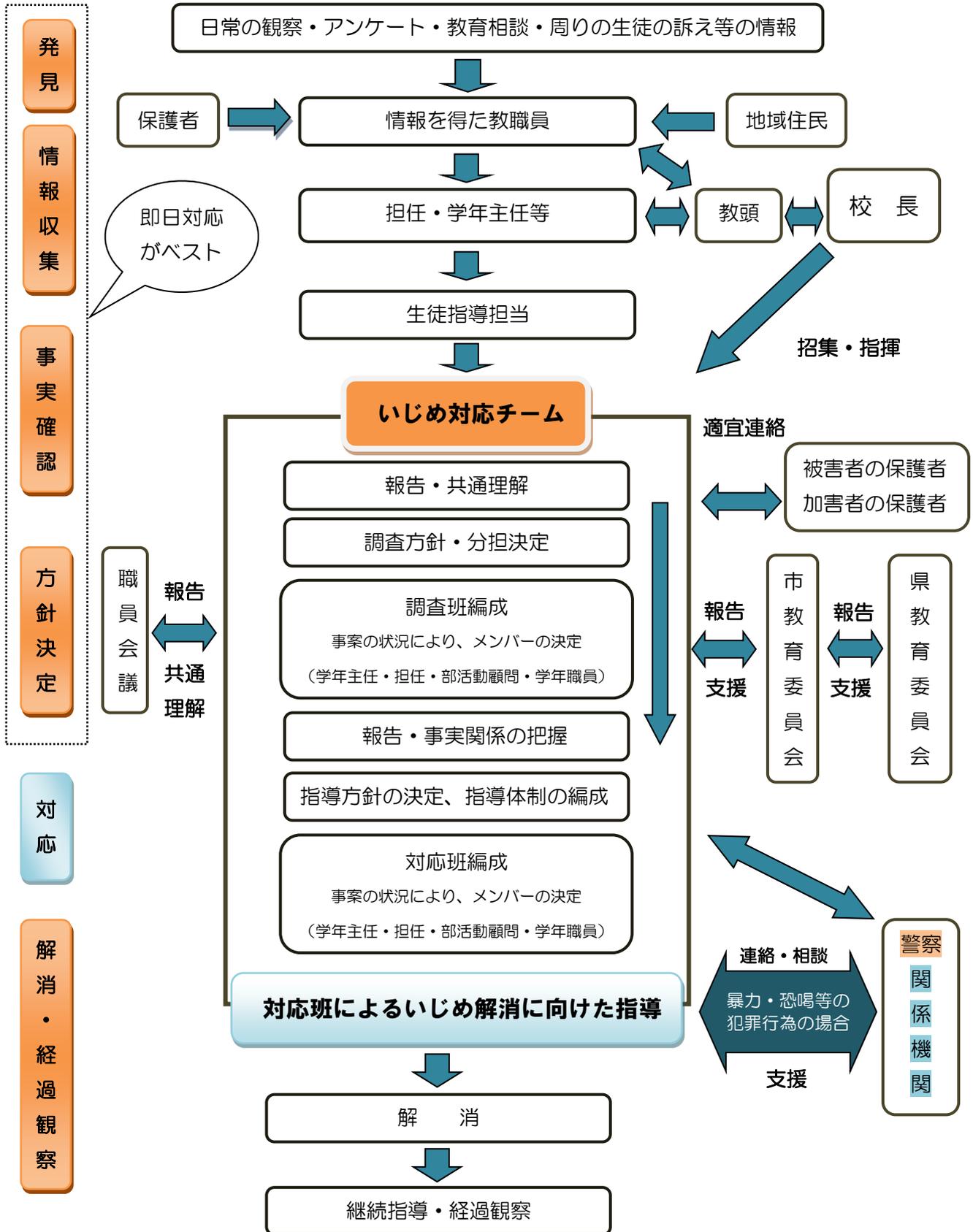
(7) 資料の保管

- ①いじめ実態調査のための無記名アンケートは、実物を対象生徒が卒業するまで学校が保管する。
- ②学校独自に行ういじめに関する記名式アンケートやいじめについて聞き取った記録等は、実施した年度の終わりから5年間、学校が保管する。

- ③いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度終わりから10年間、学校が保管する。
- ④保管期限が経過した資料については、丹波市小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。
- ⑤いじめ対応チーム会議の記録を1年間保管する。

- 別紙1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- 別紙1－2 重大事態が起こった場合の組織的対応の流れ
- 別紙2 いじめ防止年間指導計画

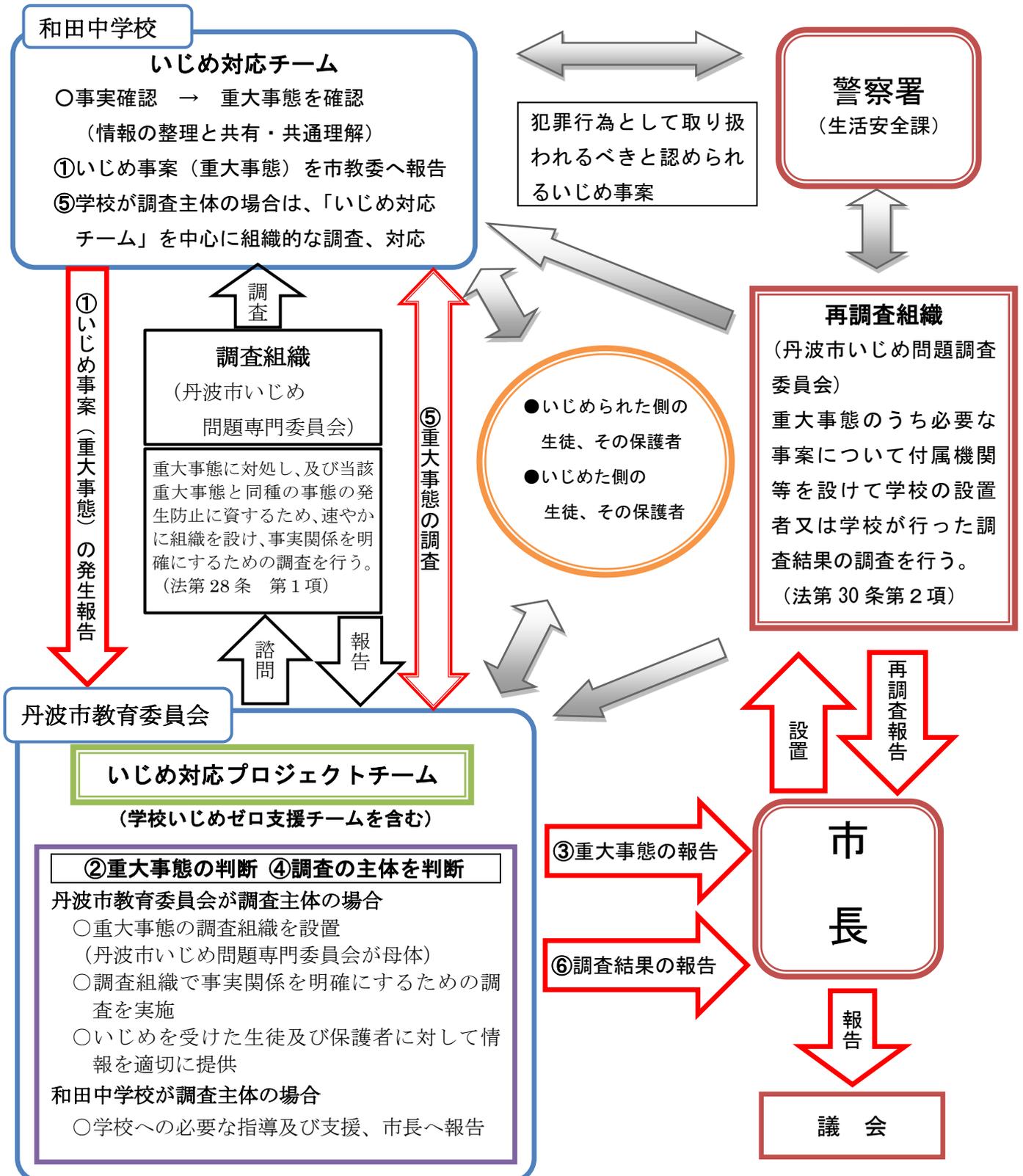
【いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



重大事態が起こった場合の組織的対応の流れ

【重大事態】

- I いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- II いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



いじめ防止年間指導計画

いじめ防止強化月間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
いじめ対応チーム	いじめ対応チーム会議 指導方針等 職員会議	事案発生時、緊急対応会議の開催				職員研修	いじめ対応チーム会議 情報共有等
生徒会・学年・学級	昨年度の実態把握	学級・学年づくり 道徳・人権教育の推進と体験活動の充実				いじめ・暴力防止市民フォーラム	
		道徳科での取り組み		学期の振り返り			
		生徒会のいじめゼロに向けた取り組み					
その他取り組み	PTA 総会 家庭訪問等で 保護者向け啓発		生活アンケート いじめアンケート 教育相談				
		2・3年生タブレットから『スタンバイ』への送信確認テスト	1年生『スタンバイ』導入	『たちばな学級』の取り組み			

いじめ防止強化月間

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめ対応チーム	事案発生時、緊急対応会議の開催					いじめ対応チーム会議 まとめ 次年度の課題検討
生徒会・学年・学級	学級・学年づくり 道徳・人権教育の推進と体験活動の充実					年間の振り返り
	文化祭での取り組み		学期の振り返り			
	生徒会のいじめゼロに向けた取り組み					
その他取り組み	生活アンケート いじめアンケート 教育相談				アンケートの結果及び記録等を保管	
	『たちばな学級』の取り組み				生活アンケート いじめアンケート 教育相談	